

意見書案第2号

取調べ可視化の法制化を求める意見書（案）

密室での被疑者取調べでは、威迫的あるいは誘導的な取調べを受けて真実と異なる供述がなされる場合もあり、いわゆる「厚生労働省元局長無罪事件」や「足利事件」などの無罪事件、冤罪事件が続出しています。こうした事態を防止し、適正な取調べを担保するため、可視化は大きな意味を持ちます。

平成20年10月には、国連の自由権規約委員会が日本政府に対して、虚偽の自白を防止し、被疑者の権利を確保するため、取調べの全過程について体系的に録音・録画すべきとする最終見解を採択しました。取調べの可視化は国際的な要請でもあります。また、公判において、供述調書の任意性・信頼性がしばしば大きな争点となり、裁判長期化の原因にもなってきました。

平成23年から可視化の試行が拡大され、取調べの可視化が一定程度進捗していることは評価できますが、現時点では明確な規定のない中での運用レベルにおける試行にとどまっています。取調べにおける可視化は、無実の者を誤って処罰することほど重大な不正義はないとの刑事訴訟の要請に合致するとともに、強大な権力である検察・警察権の行使を適正化するために必要な制度改革であると考えます。

よって、国会及び政府に対し、現在法制審議会において議論されている刑事司法制度のあり方についての答申を踏まえ、被疑者の取調べ等について録音、録画を義務付ける制度の導入及び証拠開示の円滑で適正な手続の確保を図る刑事訴訟法の改正を早急に行うことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 国家公安委員長